

生産性向上や販路拡大に国と市の補助金W活用

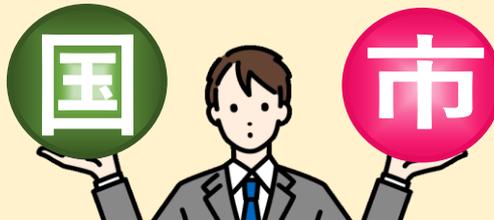
新商品・新サービスの開発
製造装置の購入
機器・設備のリース など

WebサイトやECサイトの構築
新サービスを紹介する広告
展示会等への出展 など

国(中小企業庁)の補助

小規模事業者持続化補助金

“生産性向上”や“販路拡大”等に資する取り組みに挑戦する小規模事業者に対し、経費の負担軽減を図る補助金です。



流山市独自の補助

流山市小規模事業者持続化促進補助金

国の左記の補助金交付額が確定した事業者に対し、国の交付確定額の25%相当額を流山市が追加で支給する補助金です。

補助率2/3

上限50万円

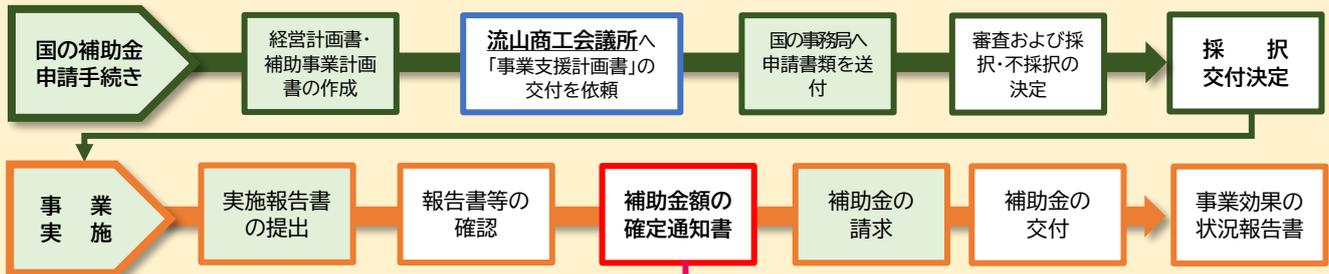
上記「上限50万円」は通常枠の場合であり、その他特定の要件や特別な効果が期待できる内容の場合は、最大200万円まで上限額の拡大があります。



自己負担額が更に半減

流山市の補助額は、国の補助金交付確定額25%を乗じた額(千円未満切捨て)になります。

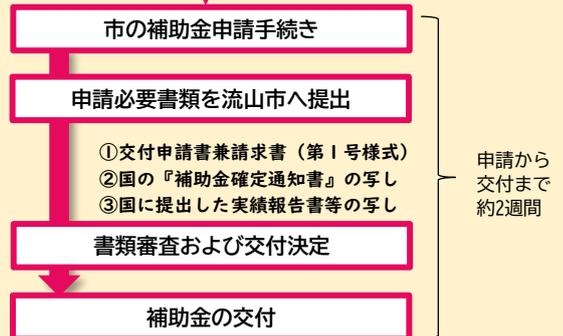
【例】国の補助金40万円の場合⇒市の補助金10万円



市の補助金の交付対象者

次の①②③の全てに該当する事業者が対象となります。

- 令和4年4月1日以降に国の「小規模事業者持続化補助金」
[一般型]『補助金確定通知書』を受け取っていること。
- 市内に主な事業所を有していること。
- 市税を完納していること。



過去のコロナ対策分も併せて追加支給

令和2年度以降に新型コロナウイルス感染症対策として、国の「小規模事業者持続化補助金」[コロナ特別対応型]や[低感染リスク型ビジネス枠]を活用し、『補助金確定通知書』を受け取っている場合は、それらも今回の[一般型]と合算して追加支給の対象となります。

⚠ [一般型]に該当せずに、[低感染リスク型ビジネス枠]、[コロナ特別対応型]のみでの支給申請はできません。

「小規模事業者持続化補助金」活用例

- ★飲食店座敷席をテーブル席へのバリアフリー改装費
- ★製造業の作業導線改善のための改装工事費
- ★設計事務所等DX需要に対応する新型ソフト導入費
- ★農作物販路拡大のため、海外展示会への出店費・旅費

国の補助制度はこちら



市の補助制度はこちら

